

◎新潟県告示第477号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年10月4日

新潟県知事 花角 英世

氏名	名称	所在地	廃止年月日
高見 大介（柔道整備）	なかじょう接骨院 新発田分院	新発田市豊町4-1-15	令和元年8月31日